

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者  
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者  
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者  
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者  
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者  
各和歌山県所管介護医療院管理者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
長寿社会課介護サービス指導室長  
(公印省略)

## 運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出書の提出について

介護保険法の規定により、指定居宅サービス等事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項（運営規程等）に変更があった場合には、変更があった日から10日以内に届け出なければなりません。本県では、変更届出手続きの簡素化を図るため、運営規程の内容のうち、「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、年に1度の届出でよいとしているところです（「変更届出の特例」）。

つきましては、本県のこれまでの取扱い及び今般示された、令和3年3月30日付け厚生労働省老健局長通知「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について（その2）」に基づき、下記のとおり取扱いとしますので、令和3年6月1日時点の状況について、下記により変更届出書を提出してください。

なお、令和3年4月介護報酬改定に伴い、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追記する必要があります。「変更届出の特例」による届出を行う場合は、当該事項を追記して提出してください。また、「変更届出の特例」による届出が不要であった場合でも、適宜、運営規程を変更し、変更してから10日以内に変更届出書を提出していただきますようお願いいたします。（当該事項の追記に関しては、みなし指定の事業所は届出不要です。）なお、当該事項については、実地指導等でも確認しますので、適切な対応をお願いします。（「4 留意事項」の（4）に記載例を掲載していますので参考にしてください。）

### 記

1 提出期間 令和3年6月1日（火）～令和3年6月30日（水）

### 2 提出書類

#### (1) 変更届出書（別記第4号様式）

※ 様式については、「きのくに介護deネット」に掲載しておりますので、ご参照下さい。  
(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/todokede/todokede.html>)

#### (2) 各サービスに係る付表

#### (3) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（令和3年6月分）

別紙7-1 訪問介護・（介護予防）訪問入浴介護・（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリ  
（介護予防）居宅療養管理指導・（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売  
別紙7-2 通所介護・（介護予防）通所リハビリ  
別紙7-3 （介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護・（介護予防）特定施設入居者生活介護  
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

#### (4) 兼務先の従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（令和3年6月分）

※ 当該事業所に併設される同一法人が開設する事業所・施設に限ります。

#### (5) 資格が必要な職種については資格証等の写し

※ 資格が必要な職種の方の全員分を添付し「従業員の勤務体制及び勤務形態の一覧表」に記載した順に添付してください（原本証明は必要ありません。）  
また、婚姻等により、資格証等の姓が改まっている場合は、戸籍謄本等の写し（原本証明は必要ありません。）を添付してください。

※ 人員基準上、資格要件がない介護職員については添付は不要（ユニット型指定介護老人福祉施設におけるユニットリーダー研修修了者は除きます。）です。

※ （介護予防）短期入所生活介護及び（介護予防）短期入所療養介護において、本体施設の変更届に資格証等がある従業員については添付を省略できます。

※ 令和3年4月介護報酬改定により、新たに資格要件が義務付けられたもので、経過措置が設けられ、努力義務とされているものについては添付を省略できます。

#### (6) 運営規程

### 3 提出部数及び提出先（下記の提出先まで郵送又は持参してください）

※郵送の場合は、事業者控え返却用の切手を添付した返信用封筒を必ず同封してください。

サービスの種類	提出部数	提出先
○ 居宅サービス ○ 介護予防サービス	2部	事業所又は施設の所在する地域を管轄する振興局健康福祉部総務福祉課（串本支所については地域福祉課）
○ 介護老人福祉施設（併設の短期入所生活介護を含む） ○ 介護老人保健施設（併設の短期入所療養介護を含む） ○ 介護療養型医療施設（併設の短期入所療養介護を含む） ○ 介護医療院（併設の短期入所療養介護を含む）	3部	※1部は正本、その他は写しで提出

（注）「居宅介護支援事業所」、「地域密着型サービス」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、事業所所在地の各市町村介護保険担当課へお問い合わせください。

また、和歌山市内に所在する事業所、施設につきましては、和歌山市役所指導監査課（TEL073-435-1319）へお問い合わせください。

### 4 留意事項

#### （1）次の場合は、「変更届出の特例」が適用されず、変更日から10日以内の届出が必要です。

##### ① 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所等の変更（各サービス共通）

（※介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を変更する場合には、事前に県知事の承認が必要となる旨、ご留意下さい。）

##### ② 訪問介護事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所等の変更

##### ③ 介護保険施設の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更

##### ④ （介護予防）特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更

#### （2）次の場合は、「変更届出の特例」による届出が不要となります。

##### ① 令和2年6月1日と令和3年6月1日と比較して、職員の員数等に変更がない場合

（この場合であっても、（1）の場合は変更届が必要です。）

##### ② 令和2年6月1日と令和3年6月1日と比較して職員の員数等に変更があるが、以下のいずれかに該当する場合（この場合であっても、（1）の場合は変更届が必要です。）

・ 令和2年6月以降に指定（許可）更新を受け、その時点と令和3年6月1日と比較して、職員の員数等に変更がない場合

・ 令和2年7月以降に「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出をし（資格が必要な職種の方の全員分の資格証を添付している場合に限る。）、その時点と令和3年6月1日と比較して、職員の員数等に変更がない場合

##### ③ 令和3年5月31日から7月31日までに指定（許可）有効期間が満了となる事業所（施設）であって、指定（許可）更新を受ける事業所（施設）

##### ④ 保険医療機関又は保険薬局がみなし指定により行っている（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション及び（介護予防）短期入所療養介護

#### （3）令和2年6月1日以降に新規指定を受けた事業所

新規指定を受けた時点から職員の員数等に変更がある場合は変更届出書を提出してください。

#### （4）令和3年4月介護報酬改定に伴う運営規程の変更等について

運営規程や重要事項説明書における従業者の「員数」については、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することは差し支えありません。

「虐待の防止のための措置に関する事項」の追記は以下の【記載例】を参考にしてください。

#### 【記載例】

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第〇条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

#### （5）訪問介護及び訪問型サービス等を一体的に運営規程に定めている場合の変更等について

訪問介護と訪問型サービスを運営規程に一体的に定めている場合や、通所介護と通所型サービスを運営規程に一体的に定めている場合において、訪問型サービス及び通所型サービスに関する規定のみを変更（新規で追加する場合も含む。）等する場合、変更届は不要です。

担 当：介護サービス指導室  
TEL：073-441-2527  
FAX：073-441-2523